

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人を対象とする「後期高齢者医療制度」が、平成20年4月から始まります。この制度への加入や、現在加入されている国民健康保険、事業所の健康保険などからの切り替えは自動的に行われるため、特に手続きは必要ありません。新しい保険証は、3月ごろに被保険者のみなさんにお届けすることとしています。

今回は、このたび鳥取県後期高齢者医療広域連合で決定された保険料について説明します。

なお、被保険者それぞれの保険料額については、特別徴収（年金からの引き去り）の人は4月ごろ、それ以外の人は7月ごろにお知らせする予定です。

# 「後期高齢者医療制度」の保険料が決まりました

## 保険料の額（県内均一）

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。年額は【均等割額】＋【所得割額】で算出されます。鳥取県は、均等割額が41,592円、所得割の割合が7.75%と決まりました。

$$\text{【均等割額】} + \frac{\text{【所得割額】}}{\text{（総所得} - 33 \text{万円）}} \times 7.75\% = \text{【保険料年額】}$$

※総所得が33万円以下の場合は0

### <ポイント>

- 「総所得」とは、被保険者の総収入から必要経費（給与所得控除額、公的年金等控除など）を差し引いたものです。
- 保険料は上限額が50万円と決まっており、上記計算結果が上限額を超える場合、保険料は50万円となります。

## 世帯所得に応じた保険料の減額

被保険者が属する「世帯の総所得等」に応じて、各被保険者の均等割額の減額割合が決まります。

「総所得等」が33万円以下	7割減額
「総所得等」が[33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(注)]以下	5割減額
「総所得等」が[33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数]以下	2割減額

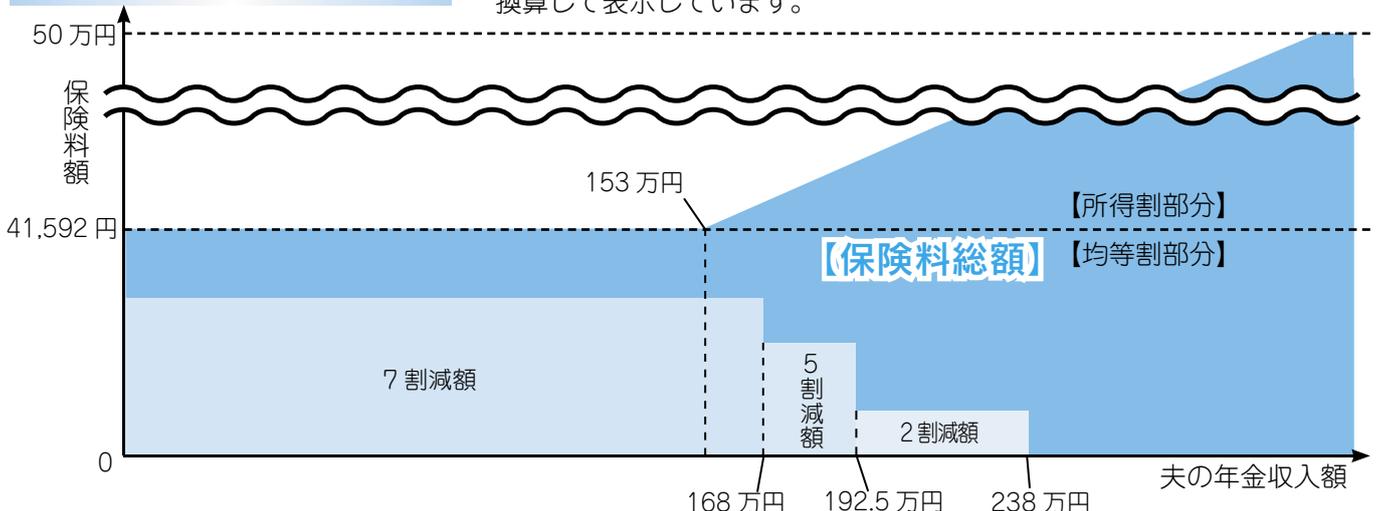
(注) 世帯主が被保険者の場合は1人減じる。

### <ポイント>

- 「世帯の総所得等」とは、世帯主と世帯内の被保険者の総所得を合計したものです。なお、65歳以上の人の公的年金所得については、さらに15万円（「特別控除」と言います）を差し引いた額で判定します。
- 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、上記の減額の判定の対象になります。

## 保険料額のイメージ

※夫に年金収入がある夫婦世帯の例です。このグラフでは所得を収入に換算して表示しています。



### 被扶養者の特例措置

健康保険や共済組合の被保険者の「被扶養者」であった人は、保険料の均等割部分について減額措置があります。また、所得割は、加入時から2年間はかかりません。

平成 20 年 4 月～ 9 月	均等割の全額が免除
平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月	均等割の 9 割が免除
平成 21 年度	均等割の 5 割が免除
平成 22 年度以降	通常の金額どおり

### 保険料の計算例

※平成 20 年度の保険料

#### 《計算例 1 78 歳で 1 人住まいの人 年金収入 80 万円》

年金収入	80 万円
－ 公的年金控除	120 万円
－ 特別控除	15 万円
＋ 他の世帯員の所得	なし
<b>「世帯の総所得等」</b>	<b>なし</b>
→ 均等割額が 7 割減額	

年金収入	80 万円
－ 公的年金控除	120 万円
－ 基礎控除	33 万円
<b>「総所得」</b>	<b>なし</b>
→ 所得割額が 0	

<b>【均等割額】</b>	+	<b>【所得割額】</b>	=	<b>【保険料年額】</b>
41,592 円 × 3/10		0 円		12,478 円 ⇒ <b>12,400 円</b>
				(100 円未満は切り捨て)

#### 《計算例 2 78 歳で 1 人住まいの人 年金収入 208 万円》

年金収入	208 万円
－ 公的年金控除	120 万円
－ 特別控除	15 万円
＋ 他の世帯員の所得	なし
<b>「世帯の総所得等」</b>	<b>73 万円</b>
→ 均等割の減額は該当せず	

年金収入	208 万円
－ 公的年金控除	120 万円
－ 基礎控除	33 万円
<b>「総所得」</b>	<b>55 万円</b>
→ 所得割額はこの 7.75%	

<b>【均等割額】</b>	+	<b>【所得割額】</b>	=	<b>【保険料年額】</b>
41,592 円		55 万円 × 7.75%		84,217 円 ⇒ <b>84,200 円</b>
				(100 円未満は切り捨て)

#### 《計算例 3 78 歳で健康保険の被扶養者であった人 年金収入 80 万円》

被扶養者の均等割は、後半の半年分のみ賦課され、9 割が免除されます。

所得割は、特例措置により 2 年間はかかりません。

<b>【均等割額】</b>	+	<b>【所得割額】</b>	=	<b>【保険料年額】</b>
41,592 円 × 1/2 × 1/10		0 円		2,080 円 ⇒ <b>2,000 円</b>
				(100 円未満は切り捨て)

### 保険料の納付方法

年金からの引き去りが原則ですが、年金額によっては納入通知書でお支払いいただきます。

年金の年額が 18 万円未満	年金の年額が 18 万円以上
「後期高齢者医療保険料」 ＋「介護保険料」が 「年金年額の半分」より多い	納入通知書による支払 (口座振替も利用できます)
「後期高齢者医療保険料」 ＋「介護保険料」が 「年金年額の半分」以下	年金からの 引き去り

問い合わせ先  
市役所 南庁舎 保険年金課  
☎(0857)20-3481

### 《参考》保険料額の比較 (年額)

	鳥取市国民健康保険料	後期高齢者医療保険料
1 人住まい・年金収入 80 万円 (上記例 1)	16,800 円	12,400 円
1 人住まい・年金収入 208 万円 (上記例 2)	100,500 円	84,200 円

※鳥取市国民健康保険料は、平成 19 年度の料率が変わらないものとして試算し、資産割は含まず

### 平均保険料額の比較 (年額)

鳥取県	全国平均
59,507 円	72,000 円

(厚生労働省まとめ) ※保険料軽減後の額